

事務連絡
令和7年12月26日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長
各消防本部消防長

殿

消防庁予防課長
消防庁特殊災害室
(公印省略)

林野火災対策広報用リーフレットの送付・公表について

貴職におかれましては、平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび林野火災が多く発生する時季を迎えるに当たり、林野火災対策広報用のリーフレットを作成し、各消防本部等に対して送付いたしますとともに、消防庁ホームページに掲載することといたしました。

本リーフレットは、林野火災の低減に資する内容となっており、このたび創設された「林野火災警報」及び「林野火災注意報」についても紹介しておりますので、ぜひご活用ください。

また、別添のリーフレットとは別に、キャンプ場向けに漫画「ゆるキャン△」とタイアップしたリーフレットを作成し1月中旬から下旬にかけて消防本部等へ送付する予定となっておりますので、キャンプ場等への配布をお願いいたします。

消防庁予防課予防係
担当：谷川、高木
TEL：03-5253-7523

消防庁特殊災害室
担当：石野、緑川
TEL：03-5253-7524

事務連絡
令和7年12月26日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長
各消防本部消防長

殿

消防庁予防課長
消防庁特殊災害室長
(公印省略)

「ゆるキャン△」とタイアップしたリーフレットの取り扱いについて

貴職におかれましては、平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先にお送りさせていただきました、林野火災対策広報用リーフレットの送付・公表についての事務連絡中の「ゆるキャン△」とタイアップしたリーフレットにつきましては、下記リンク先からご確認、印刷いただけます。

なお、掲載期間は令和8年1月5日から令和8年12月31日までとなります。

著作権等の制限により複製（スクリーンショットしたデータの保存を含む）、加工等につきましては、認められておりませんので、厳に慎むようお願い致します。

【消防庁ホームページ】

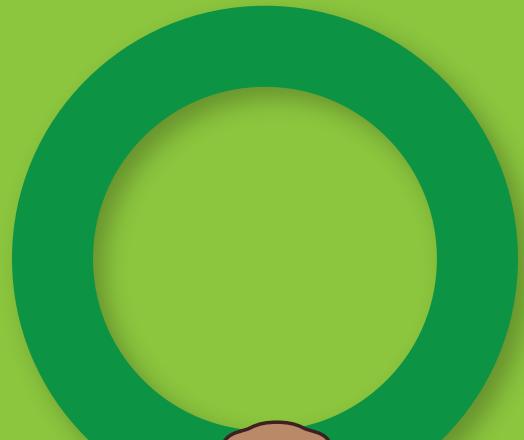
https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/materials/

※チラシの印刷が可能です。

消防庁予防課予防係
担当：谷川、高木
TEL：03-5253-7523

消防庁特殊災害室
担当：石野、緑川
TEL：03-5253-7524

ルール・マナーを守って STOP山火事!



キャンプ場でたき火を楽しむ際は、**直火ではなく、必ずたき火台を使用**しましょう。
水バケツ等を準備するなど、**いつでも消火**を行えるようにしましょう。



野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**原則禁止**されています。
例外的に行う場合でも、**乾燥、強風時**は行わないようにしましょう。

例外：農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの

屋外での火の使用時は林野火災に注意!

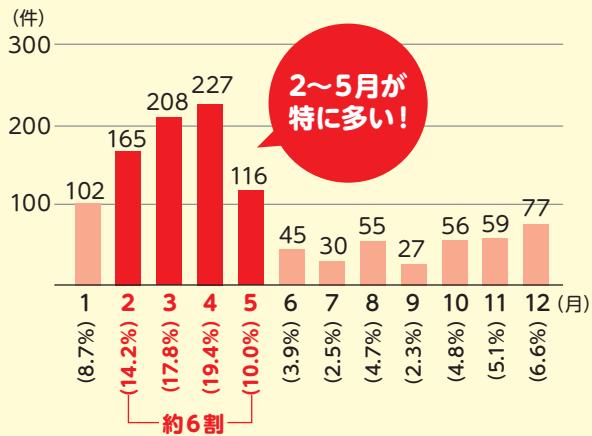
林野火災(山火事)の多くは、火の不注意な取扱いが原因です。

林野火災は急激に広がります。

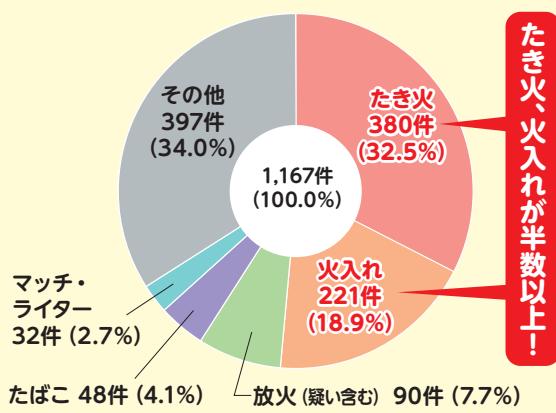
屋外で火を使うときは、次のことに気を付けましょう。



林野火災の月別出火件数 (令和2年～6年の平均)



林野火災出火原因 (令和2年～6年の平均)



※平均値及び割合は四捨五入したものであり、割合が合わないものがある。

林野火災注意報・警報が始まります!

乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい時は「林野火災注意報」が、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい時は「林野火災警報」が市町村長により発令されます。

注意報の発令中は、たき火等の屋外での火の使用を控えてください。また、警報の発令中は、屋外での火の使用は禁止です。

※市町村の条例により異なります。

たき火をするときは、最寄りの消防署等への事前の届出が必要です。

炎があがり火の粉が出るような、火の取扱いをしようとするときは、まずは市町村(消防本部)に確認してください。



枯れ草焼きの例